

事業革新設備等の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表（措法44の4、旧措法44の4）

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

特別償却の種類	1	44条の4第()項 旧44条の4第()項	44条の4第()項 旧44条の4第()項	44条の4第()項 旧44条の4第()項		
事業の種類	2					
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業革新設備等の種類等	3	()	()	()		
事業革新設備等の名称	4					
設置した工場、事業所等の名称	5					
取得等年月日	6	平・・	平・・	平・・		
事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・		
購入先	8					
取得価額	9	円	円	円		
特別償却率	10	$\frac{6,7,12,14,18又は24}{100}$	$\frac{6,7,12,14,18又は24}{100}$	$\frac{6,7,12,14,18又は24}{100}$		
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適用	事業革新設備	産業活力再生特別措置法の認定年月日	13	平・・	平・・	平・・
		事業再構築計画の認定年月日	14	平・・	平・・	平・・
		旧事業革新法の認定年月日	15	平・・	平・・	平・・
		事業革新計画の承認年月日	16	平・・	平・・	平・・
要件等	共通事項	製造高度化設備等計画等の承認年月日	17	平・・	平・・	平・・
		(指定告示の該当番号) 事業の用に供した事業革新設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項	18	()	()	()
		その他参考となる事項	19			

特別償却の付表(十二) 平十四・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（十一）の記載の仕方

- 1 この付表（十一）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の4《事業革新設備等の特別償却》、平成14年改正前の租税特別措置法（以下「平成14年旧措置法」といいます。）第44条の4《事業革新設備等の特別償却》又は平成11年法律第132号による改正前の租税特別措置法第44条の4《事業革新設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、事業革新設備又は製造過程管理高度化設備等（以下「事業革新設備等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の4各項、平成14年旧措置法第44条の4第2項又は平成11年法律第132号による改正前の措置法第44条の4第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、該当項を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、事業革新設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「事業革新設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、事業革新設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その事業革新設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「事業革新設備等の名称4」には、事業革新設備等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「取得価額9」には、事業革新設備等の取得価額を記載します。

ただし、その事業革新設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「特別償却率10」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) その資産が措置法第44条の4第1項に定める事業革新設備に該当する場合
 - イ その事業革新設備が産業活力再生特別措置法（以下「産業再生法」といいます。）に規定する事業構造変更について定められている事業再構築計画に記載されたものである場合…「24」
 - ロ 上記イ以外である場合…「18」
 - (2) その資産が平成11年法律第132号による改正前の措置法第44条の4第1項に定める事業革新設備に該当する場合…「18」
 - (3) その資産が措置法第44条の4第2項に定める製造過程管理高度化設備等に該当する場合
 - イ その製造過程管理高度化設備等が建物及びその附属設備に該当する場合
 - (イ) 平成14年4月1日以後に取得等をしたもの…「6」
 - (ロ) 平成14年3月31日以前に取得等をしたもの…「7」
 - ロ その製造過程管理高度化設備等が機械及び装置に該当する場合
 - (イ) 平成14年4月1日以後に取得等をしたもの…「12」
 - (ロ) 平成14年3月31日以前に取得等をしたもの…「14」
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その事業革新設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「事業革新設備」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「産業活力再生特別措置法の認定年月日13」には、産業再生法第3条第1項の事業再構築計画（同法第2条第2項第2号に規定する事業革新について計画が定められているものに限ります。）に係る同法第3条第1項の認定を受けた年月日を記載します。
 - ロ 「事業再構築計画の確認年月日14」には、産業再生法第17条第1項第1号及び第2項の確認を受けた年月日を記載します。
 - ハ 「旧事業革新法の認定年月日15」には、産業再生法附則第5条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（以下「旧事業革新法」という。）15条の認定を受けた年月日を記載します。
 - ニ 「事業革新計画の承認年月日16」には、旧事業革新法第5条第1項の事業革新計画に係る最初の承認を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「製造過程管理高度化設備等」の「計画等の承認年月日17」には、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項に規定する高度化計画に係る認定を受けた年月日を記載します。
 - (3) 「共通事項」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「事業の用に供した事業革新設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項18」には、事業の用に供した事業革新設備等の仕様、性能等その資産が事業革新設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内に指定告示に定める事業革新設備等の該当番号を記載します。
 - ロ 「その他参考となる事項19」には、その資産が事業革新設備等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。